

○国土交通省告示第百四十号

自動車エネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年運輸産業省令第三号）附則第二項の規定に基づき、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する告示

（自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部改正）

第一条 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する規定の傍線を付した部分のうちに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJC〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、WLTCモード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するWLTCモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、JC〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）、及び重量車モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1-1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示1-1(2)から(4)までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示1-1(2)の各表における燃料の種類が軽油のみのものを除く。）、については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）、に対する達成レベル（JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の二 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値及びWLTCモード燃費値について、乗用車判断基準告示1-1(7)の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、令和二年度燃費基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1-1(7)の表の右欄に掲げる数値をいい、

改正前

（平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJC〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、WLTCモード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するWLTCモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、JC〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下同じ。）、及び重量車モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1-1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示1-1(2)から(4)までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示1-1(2)の各表における燃料の種類が軽油のみのものを除く。）、については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）、に対する達成レベル（JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の二 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値及びWLTCモード燃費値について、乗用車判断基準告示1-1(7)の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1-1(7)の表の右欄に掲げる数値をい

第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（JCO八モード燃費値又はWLTCモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の三 国土交通大臣は、第二条の自動車のWLTCモード燃費値について、令和十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1110の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（WLTCモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

五十以上六十未満	★〇・五
六十以上六十五未満	★一
六十五以上七十未満	★一・五
七十以上七十五未満	★二
七十五以上八十未満	★二・五
八十以上八十五未満	★三
八十五以上九十未満	★三・五
九十以上九十五未満	★四
九十五以上百未満	★四・五
百以上百五未満	★五
百五以上百十未満	★五・五
百十以上百十五未満	★六
百十五以上百二十未満	★六・五
百二十以上	★七

い、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（JCO八モード燃費値又はWLTCモード燃費値を平成三十二年基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（新設）

<p>(評価の取消し)</p> <p>第四条の四 国土交通大臣は、前四条の評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により、前四条の評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第五条 国土交通大臣は、評価が行われている自動車(特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。)について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 平成二十二年度基準エネルギー消費効率、平成二十七年基準エネルギー消費効率、令和二十二年度基準エネルギー消費効率及び令和十二年基準エネルギー消費効率</p> <p>七 (略)</p> <p>八 基準に対する適合性(第三条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。)、平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二十七年燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の三に規定する多段階評価</p> <p>九 十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(国の講ずべき措置)</p> <p>第六条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無、おおむねの平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二十七年燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の三に規定する多段階評価を、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(評価の取消し)</p> <p>第四条の三 国土交通大臣は、前三条の評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により、前三条の評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第五条 国土交通大臣は、評価が行われている自動車(特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。)について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 平成二十二年度基準エネルギー消費効率、平成二十七年基準エネルギー消費効率及び平成三十二年基準エネルギー消費効率</p> <p>七 (略)</p> <p>八 基準に対する適合性(第三条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。)、平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル及び平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル</p> <p>九 十五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(国の講ずべき措置)</p> <p>第六条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無並びにおおむねの平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル及び平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルを、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正)</p> <p>第二条 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号) 附則第2項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号) 第18条第1号に規定する乗用自動車(以下「基本乗用自動車」と</p>
<p>改正前</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号) 附則第2項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号) 第18条第1号に規定する乗用自動車(以下「基本乗用自動車」と</p>	

いう。)又は同条第8号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「基本貨物自動車」という。)と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車(基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。)又は貨物自動車(基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。)について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。)第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。以下同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。以下同じ。))及びW L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

いう。)又は同条第8号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「基本貨物自動車」という。)と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車(基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。)又は貨物自動車(基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。)について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。)第1条第1号に掲げる方法をいう。以下同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第2号に掲げる方法をいう。以下同じ。))及びW L T Cモード法(燃費算定告示第1条第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

(特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正)

第三条 特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成三十年国土交通省告示第六百一十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、特定エネルギー消費機器(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条第1項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。)である自動車以外の自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、同法第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。)第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、W L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。))及び重量車モード法(燃費算定告示第2条第1号に規定する方法をいう。第3条において同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、特定エネルギー消費機器(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条第1項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。)である自動車以外の自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、同法第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。)第1条第1号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第2号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、W L T Cモード法(燃費算定告示第1条第3号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。))及び重量車モード法(燃費算定告示第2条に規定する方法をいう。第3条において同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p>

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。